知的財産管理技能検定1級過去問題・解答解説(第 13 回・第 14 回)について

第 25 回(2016 年 11 月 6 日)以降の検定試験を受検される場合は、<u>不正競争防止法の一部を改正する法律</u>および<u>特許法等の一部を改正する法律</u>に基づき、一部の解説内容について、変更・修正のうえ、ご利用いただきます様お願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第 24 回	平成 28(2016)年 7月10日(日)	平成 28(2016)年1月1日
第 25 回	平成 28(2016)年 11月6日(日)	平成 28(2016)年 5 月 1 日

[※]知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

不正競争防止法の一部を改正する法律		
公 布	平成 27(2015)年 7月 10日 (平成 27年法律 第 54号)	
施行日	平成 28(2016)年 1月 1日	
参 考	経済産業省ホームページ 不正競争防止法の概要と改正	
	URL: http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html	

特許法等の一部を改正する法律		
公 布	平成 27(2015)年 7月 10日 (平成 27年法律 第 55号)	
施行日	平成 28(2016)年 4月 1日	
参 考	特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律	
	URL: https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm	

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡ 〈受検対策〉➡ 〈読者サポートコーナー〉 ➡ 〈法改正情報〉

URL: http://www.upload-j.com/kaisei

■法改正による変更・修正

該当箇所	変更後
解答解説 P6	経済産業省「営業秘密管理指針」 5ページ 参照
問7 上から5~6行目	http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf
経済産業省	
「営業秘密管理指針」の改訂	
解答解説 P6	経済産業省「営業秘密管理指針」 <u>15 ページ</u> 参照
問8 上から3~4行目	http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf
経済産業省	
「営業秘密管理指針」の改訂	
解答解説 P9	なお、本解説におけるヒット件数は 2013 年 2 月時点での公開特許公報検索の結果であるが、2015 年 3 月から
問 11 上から4行目以降	運用開始となった特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の公開特許公報検索にて 2016 年 3 月に検索を行っ
下線部を追加	たところ、アの場合は 1,674 件、イの場合は 0 件、ウの場合は 460,891 件となり、特許電子図書館 (IPDL) の
	場合と同じような検索結果となった。
解答解説 P13	なお、問 18~問 20 において、以前には全く同じ事例が審査基準に掲載されていたが、 <u>審査基準の改訂に伴い</u>
問 18 上から 7~11 行目	現在は類似のものが掲載されている。
下線部を変更・追加	<u><参照></u>
	・平成27年9月30日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第1部 第1章 5 事例2
	http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm
	・平成27年10月1日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準
	_ 第Ⅱ部 第1章 第1節 5.2および第Ⅱ部 第2章 第3節 4.1.1 例3
	http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm

該当箇所	変更後
解答解説 P16	…基礎出願日から1年3カ月後(現行法では1年4か月後)に取り下げ擬制される(特許法42条)。
問 21 選択枝ウ	
上から2行目	
解答解説 P16	なお、問題文とは直接関連はありませんが、平成 26 年法改正により特許料の納付期間や納付期間の延長期間
問 21 選択肢工	を徒過した場合でも、一定条件下、納付が可能になりました (特 108 条 4 項)。
最終行に本文を追加	
解答解説 P19	ただし、結果として特許権侵害の事実がなかった場合や、特許が無効になった場合には、販売者への警告
問 26 選択枝工	書送付が不正競争防止法2条1項15号の営業誹謗行為に該当する可能性があるため、
上から4行目	

変更後
特に日時の指定のない限り、2016年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。
解答は、選択枝ア~エ又はア~ウの中から1つ選びなさい。